

前橋ランナーズ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、前橋ランナーズ（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会に、職務執行機関として事務局を置く。事務局は、会長の支持を受けて、すべての会務を処理する。

2 事務局の構成・任務等については、別に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、「走ろう・歩こう運動」を通して、健康・体力づくりを図るとともに、会員相互の親睦と併せて広く同好者と手を組んで、明るく健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「走ろう・歩こう運動」を盛んにするための各種啓蒙・普及活動。
- (2) 「走ろう・歩こう運動」に関し地域・団体等と連携し、事業協力または後援
- (3) 「走ろう・歩こう運動」に関する大会・講習会・講演会・月例会・記録会等の開催または主管
- (4) 会報の発行、会員名簿の作成および会員の慶弔等
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 組織および会員

(組織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、「走ろう・歩こう運動」に理解を持つ愛好者をもって組織する。

(会員)

第6条 本会への入会は、次の手続きを経て会員となることができる。

- (1) 入会申込書の提出
- (2) 保護者の承諾書の提出（小・中学生）
- (3) 年会費の納入

2 資金援助賛同者（団体）は、賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、定められた会費を納めなければならない。

2 年額の会費については、別に定める。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
書 記	若干名
会 計	2名
幹 事	若干名
監 査	2名
名誉会長・顧問・参与	第18条による。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、幹事会においてあらかじめ選考し、総会において選出するものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 書記は、本会の会務全般の記録にあたる。

第13条 会計は、本会の収支全般の処理にあたる。

第14条 幹事は、幹事会を構成し、本会のかかわる事項を審議する。

第15条 監査は、本会の経理を監査し、その結果を報告する。

(役員任期)

第16条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期途中で選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会において出席者の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反または役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長・顧問・参与)

第18条 本会に、名誉会長および顧問・参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長および顧問・参与は、本会の推挙により会長が委嘱する。

3 顧問・参与は、会長および幹事会の諮問に応じ、指導・助言を行う。

第6章 会 議

(総会)

第19条 総会は、年1回開催するものとし、会長が招集する。また、必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会長があたる。

3 総会は、構成人員の過半数（委任状を含む）以上の出席者をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

第20条 総会は、次の事項について、審議し議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役員を選出および名誉会長・顧問・参与の推挙
- (4) 会則の改廃
- (5) その他 本会の事業に関する重要事項
(幹事会)

第21条 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、本会運営のために必要な事項の企画立案をし、あわせて次の事項を議決する。

- (1) 規約等の改廃
 - (2) その他必要な事項
- 2 幹事会は、会長・副会長・書記・会計および幹事をもって構成し、その議長は会長があたる。
- 3 幹事会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7章 会 計

(収入)

第22条 本会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会員の会費
- (2) 寄付および賛助金
- (3) その他の収入
(会計の管理と処理の制限)

第23条 本会の会計は、前橋ランナーズ名義の口座を設けて、会計係がこれを管理し保管する。

2 会計の処理は、定められた支出については、会計係がおこない、特別の支出については、会長または会長があらかじめ指名したものの指示により行う。

(収支決算)

第24条 本会の収支決算書は、会計係が作成し、監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

2 ただし、総会の開催時期または事業等で収支決算ができない特別な事由のある場合には、暫定決算書を作成して処理し、すべての事業が完了した後の幹事会に収支決算書を報告するものとする。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 会則等の改正

(会則の改正)

第26条 本会則の改正は、総会において出席者（委任状を含む）の、3分の2以上の議決を経なければならない。

(規定等の改正)

第27条 規定等の改正は、幹事会において、出席者の過半数の議決を得なければならない。

第9章 免 責

(免責)

第28条 本会の行事等に関し、万が一 発生した事故について、その補償等について一切の要求はしないものとする。

第10章 補 則

(細則等)

第29条 本会則に定めのないものまたは本会則によりがたい事項については、幹事会において協議して執行するものとする。

(付 則)

1. 本会則は、昭和53年5月3日より施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、本会則施行の日から昭和54年3月31日までとする。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第26条の規定にかかわらず、本会則施行の日から昭和54年3月31日までとする。
4. 本会則の一部改正し、平成3年4月1日より施行する。
5. 本会則の一部改正し、平成6年3月27日から適応し、平成6年4月1日より施行する。
6. 本会則の一部改正し、平成14年4月14日より施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成23年4月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

以 上

前橋ランナーズ事務局規定

第1条 前橋ランナーズ会則（以下「会則」という）第2条第2項により、前橋ランナーズ事務局（以下「事務局」という）規定を定める。

第2条 事務局は、前橋市下細井町360-2 岩田好一（〒371-0054 電話027-235-4551）気付に置き、会長の指示によりすべての会務を処理する。

第3条 事務局の構成は、副会長・書記・会計および幹事の中から若干名を会長が委嘱する。

第4条 委嘱された事務局員は、互選により事務局長を選出し、事務局の運営を遅滞なく遂行する。

第5条 事務局長は、会長の指示をうけ、円滑な会務処理のため月1回以上の事務局会議を招集する。また、必要に応じ他の関係幹事または必要な会員を招集することができる。

2 事務局長は、会則第23条第2項の後段の特別支出について、会長の承認を得て、会計係に指示することができる。

第6条 事務局員は、事務局の活動が遅滞なく実行できるよう事務局長を補佐し、協力して会務の処理にあたる。

第7条 事務局が行う会務の処理の主な事項は、次の通り。

- (1) 執行部の総括に関すること。
- (2) 年度事業計画に関すること。
- (3) 総会、幹事会に関すること。
- (4) マラソン大会に関すること。
- (5) 講習会、後援会に関すること。
- (6) 月例会、記録会に関すること。
- (7) 入会手続きに関すること。
- (8) 会報の発行に関すること。
- (9) 会費、慶弔事項に関すること。
- (10) 事務局の運営に関すること。
- (11) その他 会長からの指示事項に関すること。

第8条 会則第6条の入会手続きは、「入会申込書』（様式：別紙）と「会費」が事務局に提出され、受付されたことにより完了したものとする。

第9条 事務局は、本会および会員の活動状況・交流・親睦を図るため、会報「ラン&ウォーク」を、毎月1回発行する。

2 会員は、会報の発行にあたり情報の提供、原稿の提出等積極的に協力すること。

第10条 事務局長および事務局員の任期は、会則第16条の通りとする。

第11条 この規定は、平成6年3月27日から適用し、平成6年4月1日から施行する。

前橋ランナース会費規定

第1条 前橋ランナース会則（以下「会則」という。）第7条第2項により、会費を次のように定める。

区 分	年 額	備 考
① 小・中学生	無料	*会員は、毎年これを更新しなければならない。 *賛助会員の会費は、一口 5,000 円とする。
② 高 校 生	1,500 円	
③ 学生・一般	3,000 円	
④ 賛助会員	5,000 円	

第2条 削る

第3条 会費の改定については、その検討は事務局において行う。

2 検討の結果、改定の必要があると認められる場合には、幹事に諮り、その議決を得て、総会に発案する。

第4条 会費の改定は、総会の承認を得て行うものとする。

第5条 この規定は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この規定の一部改正は、平成23年4月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する

前橋ランナース慶弔規定

第1条 前橋ランナース会則（以下「会則」という。）第4条第5項により、慶弔規定を次のように定める。

種 別	金 額	備 考
①死亡弔慰	本人 10,000円	左記事項に該当する場合には、すみやかに事務局に連絡のこと
②傷病見舞い	本人 5,000円	
③結婚祝	本人 祝 電	

2 傷病見舞いについては、原則として20日以上入院またはそれに準ずる療養をしていること。

3 この内規により支給された弔慰金についての「香典返し」または傷病見舞いの「快気祝い」は、一切行わないこと。

第2条 上記以外の事柄で特に必要と認められる事項については、事務局の発案で幹事に諮り、その議決を経て慶・弔慰を表すことができる。

第3条 慶弔金の改定について、その検討は事務局が行う。

2 改定の必要が認められる場合には、幹事に諮り、その議決を得て改定することができる。

付 則

この規定は、昭和62年4月1日より適用する。

2 一部改定、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規定の一部改正は、平成23年4月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。